

## 愛媛県立今治西高等学校本校会計年度任用職員の募集について

令和5年3月17日  
愛媛県立今治西高等学校

このことについて、令和5年度の職員を、下記の要項のとおり募集します。

### 記

#### 1 本校募集要項

- 会計年度任用職員募集要項（教育業務支援員）
- 会計年度任用職員応募用紙

#### 2 応募方法及び期日等

愛媛県立今治西高等学校ホームページより、応募用紙をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、郵送または持参により提出してください。

##### (1) 提出期日

令和5年3月20日（月）13時必着（郵送、持参とも）

##### (2) 提出書類

会計年度任用職員応募用紙

履歴書

##### (3) 提出先

愛媛県立今治西高等学校 事務室

## 会計年度任用職員募集要項

勤務場所	愛媛県立今治西高等学校（住所：愛媛県今治市中日吉町三丁目5-47）
任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
職 種	教育業務支援員
採用予定人数	4名（事務補助業務3名、環境整備業務1名）
従事すべき業務の内容	勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。 ・事務補助業務、環境整備業務
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1週間につき29時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1行政職給料表1級1号給から各号給の額に基づき、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6月期・12月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3月未満の場合、30/100とする。
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条） ・争議行為等の禁止（同法第37条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。

### ○ 応募手続と期限など

愛媛県立今治西高等学校ホームページで応募用紙をダウンロードし、記入のうえ履歴書と共に「愛媛県立今治西高等学校 事務室 宛」郵送または持参にて提出してください。

なお、郵送、持参とも3月20日（月）13時必着でお願いします。

おって、面接試験の日程等をお知らせします。

## 愛媛県立今治西高等学校伯方分校会計年度任用職員の募集について

令和5年3月17日  
愛媛県立今治西高等学校

このことについて、令和5年度の職員を、下記の要項のとおり募集します。

### 記

#### 1 伯方分校募集要項

- 会計年度任用職員募集要項（教育業務支援員）
- 会計年度任用職員応募用紙

#### 2 応募方法及び期日等

愛媛県立今治西高等学校ホームページより、応募用紙をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、郵送または持参により提出してください。

##### (1) 提出期日

令和5年3月20日（月）13時必着（郵送、持参とも）

##### (2) 提出書類

会計年度任用職員応募用紙  
履歴書

##### (3) 提出先

愛媛県立今治西高等学校 事務室

##### (4) その他

伯方分校に関しても、提出先は「愛媛県立今治西高等学校 事務室」です。

## 会計年度任用職員募集要項

勤務場所	愛媛県立今治西高等学校伯方分校（住所：愛媛県今治市伯方町有津甲 2 3 5 8）
任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
職 種	教育業務支援員
採用予定人数	3 名（授業補助業務 1 名、事務補助業務 2 名）
従事すべき業務の内容	勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。 ・授業補助業務、事務補助業務
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 29 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を守る条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 1 号給から各号給の額に基づき、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

### ○ 応募手続と期限など

愛媛県立今治西高等学校ホームページで応募用紙をダウンロードし、記入のうえ履歴書と共に「愛媛県立今治西高等学校 事務室 宛」郵送または持参にて提出してください。

なお、郵送、持参とも 3 月 2 0 日（月） 1 3 時必着 をお願いします。

おって、面接試験の日程等をお知らせします。

## 会計年度任用職員応募用紙

学校名	<input type="checkbox"/> 愛媛県立今治西高等学校 本校 <input type="checkbox"/> 愛媛県立今治西高等学校 伯方分校 ※希望の学校にレ点又は■を記入してください。
応募職種	<input type="checkbox"/> 教育業務支援員 ( <input type="checkbox"/> 授業補助 <input type="checkbox"/> 事務補助 <input type="checkbox"/> 環境整備 <input type="checkbox"/> S L A ) <input type="checkbox"/> 茶華道指導員 ( <input type="checkbox"/> 茶道指導員 <input type="checkbox"/> 華道指導員 ) ※希望の学校にレ点又は■を記入してください。
(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒           —
連絡先 電話番号	※固定電話の場合には自宅又は会社名等その別も記入してください。

受付番号	
------	--

※受付番号は記入の必要はありません